

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保健師又は栄養士の職務 3 主事補又は技師補の職務 4 言語聴覚士の職務	17	10.2%	主事補 技師補 主事 技師 保健師 栄養士 言語聴覚士 社会福祉士	5 0 9 0 3 0 0 0	104	62.3%	係員級
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 困難な業務を行う保健師又は栄養士の職務 3 困難な業務を行う言語聴覚士の職務	33	19.8%	主事 技師 保健師 栄養士 言語聴覚士 社会福祉士	24 1 6 0 1 1			
3級	1 主査の職務	33	19.8%	主査	33			
4級	1 係長の職務 2 主任の職務	53	34.8%	主任 係長	21 32			
5級	1 課長補佐の職務	13	7.8%	課長補佐	13	13	7.8%	課長補佐級
6級	1 課長又は事務局長の職務	14	8.4%	課長 局長	14	14	8.4%	課長級
7級	1 部長又は教育次長の職務	4	2.4%	部長 次長	4	4	2.4%	部長・次長級

行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職員の職務 労務職員の職務	0	0.0%	運転手 用務員 給食調理員	0 0 0	9	100.0%	係員級
2級	経験を必要とする技能職員の職務 経験を必要とする労務職員の職務	0	0.0%	運転手 用務員 給食調理員	0 0 0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務	1	14.3%	運転手 用務員 給食調理員	0 1 0			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を有し、かつ、特に困難な業務を行う労務職員の職務	6	85.7%	技能労務職主任 運転手 用務員 給食調理員	1 3 2 0			